# 令和6年 鰺ヶ沢町農業委員会 第7回定例総会会議録

令和6年7月10日(水)午前10時00分開議 鰺ヶ沢町役場 2階委員会室

- 1. 開会
- 2. 会期の決定
- 3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
- 4. 諸般の報告
- 5. 議案の上程
- 6. 議案の審議(許可・承認)
- 7. 閉 会
- 8. その他

#### ◎出席委員 14名

 1番
 木村
 賢一
 9番
 佐藤
 松子

 2番
 長谷川
 貴輝
 10番
 木村
 暢子

 3番
 大谷
 大樹
 11番
 工藤
 修二

 4番
 木村
 優仁
 12番
 工藤
 文信

 5番
 今
 仁司
 13番
 對馬
 孝

 6番
 神
 秀穂
 14番
 工藤
 清

7番 神 文人

8番 三上 三樹

◎欠席委員 なし

# 事務局

# 1. 開会

ただ今より令和6年第7回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より 挨拶をお願いします。

## 会長

#### (会長挨拶)

#### 事務局

それではこれから会議に入ります。鰺ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願いします。

# 議長

ただ今の出席委員は14名中13名でございます。よって本日の定例総会は定 足数に達しておりますので会議は成立致しました。

(午前10時00分)

#### 2. 会期の決定

審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10 時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。

#### 議場

[「異議なし」という声あり]

## 議長

異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと 決定致します。

#### 議長

#### 3. 会議録署名者の指名及び書記の任命

会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2

項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を6番の神秀穂委員、12番の工藤文信委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。

## 事務局

#### 4. 諸般の報告

諸般の報告を事務局お願いします。

## 報告第1号

令和6年6月6日、7日

令和6年度農業委員会職員初任者研修会

場所:青森県火災共済会館出席者:事務局(工藤、阿部)

# 報告第2号

令和6年6月7日、10日、11日

令和6年町議会第2回定例会 場 所:鰺ヶ沢町役場議場

出席者:工藤会長、千島事務局長

# 報告第3号

令和6年6月14日

令和6年度農業委員会サポートシステム操作研修会

場 所:青森県総合社会教育センター

出席者:事務局(阿部)

# 報告第4号

令和6年6月24日

農地法第3条許可申請に係る事前調査会

場 所:舞戸町字久富地内、姥袋町字地割出戸地内、 出席者:今仁司委員、工藤文信委員、三上一雄推進委員、

事務局(工藤、齋藤)

#### 報告第5号

令和6年6月24日

耕作放棄地の非農地認定に係る調査会

場 所:一ツ森町字上禿地内

出席者:今仁司委員、工藤文信委員、三上一雄推進委員、

事務局 (工藤、齋藤)

# 議長

#### 5. 議案の上程

議案の上程を致します。

議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可ついて

議案第21号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認につ

いて

議案第22号 令和5年農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他 事務の実施状況の公表について

議案第23号 令和6年度西・つがる地区農業委員会大会における要望 (案)について

以上4議案を上程致します。

#### 事務局

#### 6. 議案の審議

議案第20号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

それでは議案第20号の説明に入ります。5ページをお開き下さい。 番号27番から28番の詳細について説明します。

# 番号27番

農地の所在 鰺ヶ沢町大字姥袋町字地割出戸20番2

地 目 登記、現況ともに田

面 積 409㎡

外1筆で 合計面積は695㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 知人間の売買です。

#### 番号28番

農地の所在 鰺ヶ沢町大字舞戸町字久富13番地1

地 目 登記、現況ともに田

面 積 2,085㎡

外1筆で 合計面積は2,367㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間の売買です。

これらのことについて、資料6頁をごらんください。

法第3条第2項の第1号から第6号までのうち、第2項第6号をご覧ください。

番号 27 番については、当該申請地は野菜等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。

番号 28 番については、野菜等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。

なお、6月24日に今 仁司委員、工藤文信委員、三上一雄推進委員、事務局が 現地調査を行い、周辺の利用状況を確認し、その結果、周辺農地の農業上の効率 的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

#### 議長

それでは議案第20号について審議に入ります。 議案第20号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

(「異議なし」とういう声あり)

議長

異議なしとのことですので、採決いたします。議案第20号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手お願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第20号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

続きまして議案第21号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の 承認について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、7頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

2. 利用権設定

再設定5件27,822㎡新規5件20,235㎡計10件48,057㎡

契約内訳

3年未満の契約11筆24,517㎡3年から5年契約0筆0㎡6年から9年契約0筆0㎡10年以上の契約7筆23,540㎡計18筆48,057㎡

事務局

貸手・借手内訳

貸手農家10名借手農家6名

地目別面積

 田
 38,003㎡

 畑
 10,054㎡

 樹園地
 0㎡

 計
 48,057㎡

3. 総地目別面積

# 事務局

田38,003㎡畑10,054㎡樹園地0㎡計48,057㎡

4. 農地中間管理機構

出し手農家 受け手農家 0名

地目別面積

 田
 0 m²

 畑
 0 m²

 樹園地
 0 m²

 計
 0 m²

つづきまして、詳細についてご説明致します。

番号110

農地の所在 鰺ヶ沢町大字姥袋町字鏡石112番

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 3,878㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り1.5俵(玄米)で契約しております。

番号111

農地の所在 鰺ヶ沢町大字湯舟町字姥袋40番

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 3,543㎡

外 田1筆 合計2筆

合計面積 4,290 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 1年

賃借料 10 a 当り10,000円で契約しております。

番号112

農地の所在 鰺ヶ沢町大字湯舟町字安田115番

地 目 登記簿 田

現況田

面 積 341㎡

外 田1筆 合計2筆

合計面積 3, 341 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

# 事務局

利用目的 田

期 間 1年

賃借料 10a当り10,000円で契約しております。

#### 番号113

農地の所在 鰺ヶ沢町大字湯舟町字姥袋35番4

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 293㎡

外 田1筆 合計2筆

合計面積 3, 115 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 1年

賃借料 10a当り10,000円で法定相続人と契約しております。

#### 番号114

農地の所在 鰺ヶ沢町大字松代町字白沢136番1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 5,611㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 使用貸借で契約しております。

# 番号115

農地の所在 鰺ヶ沢町大字赤石町字世永282番

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2, 166㎡

外 田1筆 合計2筆

合計面積 4,061㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

#### 番号116

農地の所在 鰺ヶ沢町大字赤石町字世永281番

地 目 登記簿 田

現況田

面 積 1, 116㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

#### 事務局

10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号117

農地の所在 鰺ヶ沢町大字長平町字谷口24番1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 3, 252㎡

外 田2筆 合計3筆

合計面積 3,717 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間3年

賃借料 10a当り18,000円で契約しております。

番号118

農地の所在 鰺ヶ沢町大字長平町字甲音羽山64番91

地 目 登記簿 畑

現況畑

面 積 7,276㎡

外 田1筆 合計2筆

合計面積 10,054 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間3年

賃借料 使用貸借で契約しております。

番号119

農地の所在 鰺ヶ沢町大字建石町字島田6番1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 8,320㎡

外 田1筆 合計2筆

合計面積 8,874 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 全部で4俵(玄米)で法定相続人と契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18 条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第21号について審議に入ります。

議案第21号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから 発言をするようお願いします。

議場

[「異議なし」という声あり]

異議なしとのことですので、採決致します。議案第21号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

# 議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第21号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積 計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第22号 「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について事務局に説明を求めます。

# 事務局

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況について説明いたします。

- 1 農業委員会の状況については、お読み取りください。
- 13 ページ II 最適化活動の実施状況でありますが、農地の集積の目標年度は令和 12年度で90%を目標にしています。令和 5年度の新規集積目標は、144haで実績は62haとなっており、年度末の累計集積面積は2,138ha、集積率は65.5%と年度では目標を下回りましたが、累積では目標を達成しています。
- (2) 遊休農地については、9ha の解消を目標にしておりましたが、残念ながら解消には至りませんでしたが新規発生はしておりません。
  - (3) 新規参入の促進

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する面積の目標は 18.5ha 実績は無しでした。参考に新規参入者は1経営体で面積は 1.8haでした。

- 2 (1) 最適化活動の活動を行う日数目標は月4回ですが平均すると月3回となっております。
- (2) 活動月間の目標回数は3回で9月、10月1月と設定し実績も同様であります。
- (3) 新規参入相談会の開催目標を1回としていましたが、開催出来ませんでした。

推進委員等の点検評価結果は、目標に対して大幅に上回る結果を得られたは0人、期待を上回る結果を得られたは6人、期待どおりの結果が得られたは11人、期待を下回る結果となったは8人でした。

- Ⅲ 事務の実施状況については
  - 1. 総会が12回実施しています。
- 2. 農地法3条に基づく許可事務は、55件実施し処理期間は平均28日となっております。
  - 3. 転用については、年間9件、処理日数は平均30日となっております。
  - 4. 違反転用については0件となっております。

#### 議長

それでは議案第22号について審議に入ります。 議案第22号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから 発言をするようお願いします。

#### 議場

[「異議なし」という声あり]

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第22号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第22号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第23号「令和6年度西・つがる地区農業委員会大会における 要望(案)について事務局に説明を求めます。

事務局

令和6年度西・つがる地区農業委員会大会における要望について、皆さんから要望案があればお願いします。

無いようですので、事務局より「農業用資機材の購入支援」に関する要望を提案したいと思います。

近年の国の農業政策は、効率化を推進する観点から、大規模化、組織化に重点を置き、農業用機械の購入に係る各種補助制度についてもポイント制の導入等により、大規模農家でなければ補助対象になれない状況となっております。

また、農業用機械については、事故防止機能の充実や IoT 等の先端技術に対応するため年々高額となっております。

しかしながら、中山間地域においては、基盤整備が実施されていない小規模で不整形な農地や大型農業機械では通行できない場所にある農地が多く、経営規模が小さいため、農業用機械の更新がしづらい状況にあります。

また、世界情勢の不安定化における材料不足等の影響から、農業用資機材高騰による経費の負担が増となっております。

その結果、営農が継続できず離農が進むとともに、受け手農家がほとんど現れないことから、農地の遊休農地化や荒廃農地化が問題となってきております。

中小農業者が少しでも長く農業を営み、その中から次世代の担い手が現れることを期待するとともに、農業の根幹である農地をこれ以上減少させないよう、下記事項について要望いたします。

- 1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金をはじめとする農業用機械の購入 支援事業の拡充及び要件緩和
- 2 農地の機能を維持するための農業用資機材に関する補助事業の整備

議長

それでは議案第23号について審議に入ります。

議案第23号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから 発言をするようお願いします。

議場

[「異議なし」という声あり]

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第23号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員举手)

議長	全員賛成ですので議案第23号「令和6年度西・つがる地区農業委員会大会における要望(案)について、原案どおり承認することに決定しました。
	7. 閉会 以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。 これをもちまして令和6年第7回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いします。
事務局	8. その他 ・次回の総会は8月9日(金)午前10時に開催予定。 その他、特になければこれで全日程を終了いたします。 会 長 工 藤 清

会議録署名者

IJ

神

對

孝

馬